

小型家電には、貴重な金属資源が含まれています。積極的にリサイクルしましょう。

小型家電リサイクル法の対象品目

- 携帯電話 ■デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- パソコン・プリンター
- リモコン ■カーナビ
- 電卓 ■ドライヤーなど



メーカー等に依頼

パソコン

- ① メーカーの受付窓口で回収を申し込みます。メーカーの窓口や自作・メーカーが不明なパソコンについては下記にてご確認ください。

パソコン 3R 推進協会 <https://www.pc3r.jp/>



TEL:03-5282-7685 FAX:03-3233-6091

- ② メーカーからエコゆうパック伝票が送付されます。(PC マークありの場合)
- ③ 梱包したパソコンと伝票を郵便局に持ち込むか引き取りを依頼してください。

※「PCリサイクルマーク」がっていないパソコンは回収再資源化料金が必要です。



小型家電リサイクル法の認定事業者へ依頼

パソコン

小型家電

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者が回収しています。

- 工場への持ち込み (一部有料)

株式会社 紅久 本社工場
豊橋市神野新田町字チノ割 12
TEL:32-8888
東工場
豊橋市三弥町字元屋敷 90
TEL:41-2344

- 宅配便による回収 (有料)

リネットジャパンリサイクル株式会社
<https://www.renet.jp/>



(ホームページからの申込みが可能です。)

※回収品目や持ち込み時間等は、認定事業者を確認してください。

※産業廃棄物処理業者に依頼し、適正に処理する方法もあります。



ご存じですか? リチウム蓄電池の廃棄方法

リチウムイオン蓄電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあります。破碎・選別などの処理過程に混入すると発火することがあり、大変危険です。廃棄物の処理施設では、火災が多数発生しています。

無理に電池を
外さない

他の廃棄物と
混ぜない

濡らさない

電池の端子部分を
露出させない



↑詳しくは、
環境省のHPを
ご覧ください。

**きちんと分別して、処理が可能な
産業廃棄物処理業者に委託してください。**

(https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)

身の回りの充電式機器のほとんどに使われています。→

